

知多綿織物

知多岡田の織物工場従業員の勤務状況

	戦前～戦中	戦後(昭和20～30年代)
労働関係規	工場法(1911(明治44)年成立) 16歳未満の児童及び女子の労働時間 一日12時間以内、深夜労働禁止 12歳未満の児童雇用禁止 上記は15人以上使用の工場が適用 例外規定多し	憲法による労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権) 労働三法(労働組合法、労働関係調整法、労働基準法)
労働時間 作業状況	1日12時間  5時30分起床 6時～12時、12時15分～18時	1日8時間  日勤 8時～17時(内1時間休) 早番 5時～13時45分 後番 13時～23時 早番、後番の入替時 1日休
休日	1日、15日(月2日)	週1日
帰省	正月7日間 盆7日間 恵那方面出身者は正月のみ	正月7日間 盆2間
父兄との面会	4月のお祭り、11月の農上り	
給ボ一ナ料ス	織数による歩合給 年2回工場より親許へ送金支払、本人は親から小遣いを貰う。 7～8反の反物現物支給	時間給、本人へ支払  現金支払
その他	工場主催の慰安会、秋の運動会など昭和10年頃から裁縫教室を開く工場もあった。	昭和30年代慰安会復活 ガチャ万景気は経営者のみ
	<p>中七本社全景(大正時代)</p>  <p>中七木綿第二工場内作業状況</p>  <p>『知多木綿発祥の地・岡田繁栄の歴史』より</p>	<p>岡田で最初の本綿工場、中七木綿第一工場</p>  <p>昭和時代の工場内部</p>  <p>『知多木綿のふるさと岡田』 <a href="http://okadamachinami.com/">http://okadamachinami.com/</a></p>